（２）福井大学教育学部規程

平成16年４月１日
福大教規程第２号

（趣旨）

第１条　福井大学教育学部（以下「本学部」という。）に関する事項は，福井大学学則（平成16年福大学則第１号。以下「学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（教育研究上の目的）

第２条　学則第２条第３項に規定する，本学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については，別に定める。

（課程及びコース）

第３条　本学部に学校教育課程を置く。

２　学校教育課程に，次のコース及びサブコースを置く。

初等教育コース（小学校教育サブコース，特別支援教育サブコース）

中等教育コース（人文社会教育サブコース，理数・生活教育サブコース，芸術・スポーツ教育サブコース）

（教育課程）

第４条　本学部学生の履修すべき科目は，共通教育科目及び専門教育科目とする。

２　共通教育科目の単位及び履修方法等については，福井大学共通教育履修規程（以下「共通教育履修規程」という。）の定めるところによる。

３　専門教育科目の最低修得単位数は，108単位とし，履修方法に関し必要な事項は，別に定める。

（授業，授業時間数）

第５条　授業は，講義，演習，実験，実習及び実技等による。

２　前項に規定する講義等の１単位当たり授業時間数は，別に定める。

（試験）

第６条　授業科目の成績考査は，定期試験と平素の学習状況とによって行う。ただし，科目によっては定期試験を省略することができる。

２　定期試験は毎学期末に行う。ただし，必要があるときは臨時に行うことができる。

（追試験）

第７条　やむを得ない事由により定期試験を欠席した者は，追試験を願い出ることができる。

（再試験）

第８条　成績不可の者に対する再試験は行わない。

（成績の評価）

第９条　学則第46条第２項に規定する成績評価は，秀・優・良・可及び不可の５段階に評価し，秀・優・良・可を合格とし，不可を不合格とする。

２　前項の成績評価は，福井大学における成績評価基準等に関する規程の定めるところにより行う。

３　授業時数の３分の１以上欠席した科目の成績は不可とする。

４　履修取消しの手続をすることなく履修中止した科目の成績は不可として取り扱う。

５　一授業科目の単位を分割して修得することはできない。

（卒業研究）

第10条　学生は指定の期日までに，論文，報告，演奏・作品及び制作など（以下「卒業研究」という。）の課題，題目及びその指導教員を届け出なければならない。

２　卒業研究の課題，題目は，コース又はサブコースの専門領域の範囲内において定めなければならない。

３　卒業研究は，指定の期日までに提出しなければならない。

４　卒業研究は，指導教員を主査とし指導教員が依頼する教員を副査として審査する。

５　審査には，口頭試問を行う。

６　卒業研究は合格・不合格により判定し，合格者に対しては６単位を与える。

（卒業及び学位の授与）

第11条　学則第27条に規定する修業年限以上在学し，共通教育履修規程及び本規程による所定の単位を修得することをもって，本学部の課程修了とする。

２　前項の規定による課程修了者は，学長から卒業の認定を受け，福井大学学位規程（平成16年福大規程第30号）の定めるところにより，学士の学位が授与される。

（再入学）

第12条　本学部を退学した者で，同じ課程に再入学を志願する者があるときは，選考の上，相当年次に再入学を許可することがある。

２　再入学に関し必要な事項は，別に定める。

（編入学）

第13条　本学部第３年次生に欠員がある場合，編入学者を募集することがある。

（転学）

第14条　他の大学から本学部へ転学を志願する者があるときは，欠員がある場合に限り選考の上これを許可することがある。

2　転学の時期は，毎学期始めとする。

（転学部，転コース及び転サブコース）

第15条　本学部に在学する者で，転学部，転コース及び転サブコースを志願する者があるときは，選考の上これを許可することがある。

2　転学部，転コース及び転サブコースの時期は，毎年度始めとする。

3　本学他学部から本学部に転学部を志願する者があるときは，前２項を準用する。

（雑則）

第16条　学則及び本規程に定めるもののほか，本学部に関する必要な事項は，教育学部長が定める。

附　則

1　この規程は，平成16年４月１日から施行する。

2　国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の廃止に伴い本学に在学することとなった学生（平成16年４月１日入学者を除く。）は，当該学生が在学していた福井大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を従前のとおり本学において行うものとする。

附　則（平成19年１月12日福大教規程第５号）

この規程は，平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年１月11日福大教規程第１号）

この規程は，平成20年２月１日から施行する。

附　則（平成20年３月７日福大教規程第２号）

1　この規程は，平成20年４月１日から施行する。

2　平成19年度以前の入学生については，従前の例による。

附　則（平成20年９月19日福大教規程第３号）

この規程は，平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成20年11月28日福大教規程第14号）

この規程は，平成20年11月28日から施行する。

附　則（平成22年２月５日福大教規程第１号）

1　この規程は，平成22年４月１日から施行する。

2　平成21年度以前の入学生については，従前の例による。

附　則（平成22年３月５日福大教規程第３号）

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月18日福大教規程第４号）

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年２月17日福大教規程第１号）

1　この規程は，平成24年４月１日から施行する。

2　平成23年度以前の入学生については，従前の例による。

附　則（平成24年４月13日福大教規程第４号）

この規程は，平成24年４月13日から施行し，平成24年４月１日から適用する。

府　則（平成27年２月６日福大協規程第１号）

この規程は，平成27年２月６日から施行する。

附　則（平成28年４月１日福大教規程第１号）

1　この規程は，平成28年４月１日から施行する。

2　平成28年３月31日における教育地域科学部は，この規程による改正後の福井大学教育学部規程（以下「新規程」という。）にかかわらず，平成28年３月31日に当該学部に在学する者及び平成28年４月１日以降に当該学部に転入学，編入学又は再入学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

3　在学者及び転入学者等に関する取扱いは，新規程の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（平成28年７月20日福大規程第130号）

1　この規程は，平成28年７月20日から施行し，平成28年４月１日から適用する。

2　平成28年３月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者は，なお従前の例による。

附　則（令和６年２月21日福大規程第11号）

1　この規程は，令和６年４月１日から施行する。

2　令和６年３月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者は，なお従前の例による。

福井大学学則（平成１６年福大学則第１号）第２条第３項の規定に基づく教育学部における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的

平成 28 年４月１日　学長裁定

福井大学学則第２条３項に規定する，本学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりである。

学　部

本学部は，学校教育を取り巻く様々な課題に対して，高い専門性とともに実践的力量をもって積極的に取り組むことのできる学校教員の養成を目的とし，教育科学や関連する諸科学の学際的総合的な研究成果によって広く社会の発展に寄与することを使命とする。

課　程

教科・領域等の専門性を横断的・系統的に身につけることにより，子どもたちの探求心，思考力及び創造性を育み，地域と連携した教育環境を組織できる教員の養成を目的とする。